

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市子ども医療費助成条例（昭和48年条例第13号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条の2第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。
- (2) 第3条中「8歳」を「9歳」に改める。

第2条 札幌市子ども医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第3条中「9歳」を「12歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中札幌市子ども医療費助成条例（以下「助成条例」という。）第2条の2の改正規定及び次項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中助成条例第3条の改正規定 令和2年4月1日
 - (3) 第2条の規定 令和3年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の助成条例第2条の2の規定は、平成30年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、平成29年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

（理 由）

子ども医療費助成の対象として、段階的に小学3年生から小学6年生までの通院を加えるとともに、入院に係る助成内容を拡充するため、本案を提出する。